

〔R0421〕 建築士法

工事監理を行う建築士に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 建築士が工事監理を行う場合は、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認するとともに、当該工事の指導監督を行わなければならない。
2. 建築士が工事監理を行う場合は、当該建築士が自ら設計図書を作成した建築物であるか、他の建築士が設計図書を作成した建築物であるかに関わらず、工事監理を終了したときは、直ちに、建築主に結果報告を行わなければならない。
3. 一級建築士でなければ設計をしてはならない建築物の工事監理については、一級建築士の指導を受けている場合であっても、二級建築士は行うことができない。
4. 構造設計一級建築士の関与が義務付けられた建築物の工事監理については、構造設計一級建築士以外の一級建築士であっても行うことができる。

(R0421) 正答 1

1. 誤り。士法2条8項により、「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認することをいう。建築工事の指導監督は含まれていない。
2. 正しい。士法20条3項により、建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、建築主に結果報告を行わなければならない。これは、当該建築士が自ら設計図書を作成した建築物であるか、他の建築士が設計図書を作成した建築物であるかを問わない。
3. 正しい。士法3条1項により、一級建築士でなければ設計をしてはならない建築物の工事監理については、一級建築士が行わなければならない。一級建築士の指導を受けている場合であっても、二級建築士は行うことができない。
4. 正しい。士法20条の2により、構造設計一級建築士の関与が義務付けられているのは、一定の建築物の構造設計のみであり、工事監理は義務付けられていない。